

(第一類 第一号)

第三十四回国会
衆議院

内閣

委員

會議錄

第五号

(八〇)

昭和三十五年二月十八日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事岡崎 英城君 理事高橋 等君

理事辻 寛一君 理事前田 正男君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事田万 廣文君

浅香 忠雄君 内海 安吉君

小金 義昭君 田村 元君

谷川 和穂君 橋本 正之君

八田 貞義君 保科善四郎君

山口 好一君 久保田 豊君

杉山元治郎君 中原 健次君

柳田 秀一君 受田 新吉君

出席政府委員

内閣審議官

(内閣総理大臣

官房審議室長)

總理府總務長官

總理府總務副長

佐藤 朝生君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

二月十六日

委員堂森芳夫君辞任につき、その補

欠として柳田秀一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員山花秀雄君辞任につき、その補

欠として山花秀雄君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員山花秀雄君辞任につき、その補

欠として柳田秀一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員中川俊思君辞任につき、その補

欠として田村元君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員田村元君辞任につき、その補欠

として中川俊思君が議長の指名で委

員に選任された。

二月十六日

靖国神社の国家護持に関する請願外

三件(井出一太郎君紹介)(第一五九

号)

同外四件(江崎真澄君紹介)(第一六

〇号)

同(大坪保雄君紹介)(第一六一号)

同外一件(大橋武夫君紹介)(第一六

二号)

同外二件(大平正芳君紹介)(第一六

三号)

同(加藤高藏君紹介)(第一六四号)

同外六件(金子岩三君外一名紹介)

(第一六五号)

同(吉川久衛君紹介)(第一六六号)

同(小坂善太郎君外一名紹介)(第一

六七号)

同外四件(小林錦君紹介)(第一六八

号)

同外二件(鈴木正吾君紹介)(第一六

九号)

同外二件(加藤常太郎君紹介)(第一七

〇号)

同外十件(田口長治郎君外一名紹介)

(第一七一号)

同外二件(田中彰治君紹介)(第一七

二号)

同外三件(中垣國男君紹介)(第一七

三号)

同外八件(中曾根康弘君紹介)(第一

七四号)

同外四件(長谷川四郎君紹介)(第一

七五号)

同外六件(福井盛太郎君紹介)(第一七

六号)

同外四件(福田越夫君外一名紹介)

(第一七七号)

同(福田越夫君紹介)(第一七八号)

同外三件(藤枝泉介君紹介)(第一七

九号)

同(保利茂君紹介)(第一八〇号)

同(三池信君紹介)(第一八一号)

同外七件(早稻田柳石門君紹介)

(第一八二号)

同外三件(秋山利恭君紹介)(第二二

三号)

同外二件(浅香忠雄君紹介)(第二二

四号)

同(井出一太郎君紹介)(第二二五号)

同外三十件(石坂繁君紹介)(第二二

六号)

同(大倉三郎君紹介)(第二二七号)

同外三件(大矢省三君紹介)(第二二

八号)

同外五件(岡本茂君紹介)(第二二九

号)

同外四件(押谷富三君紹介)(第二三

〇号)

同外二件(菅野和太郎君紹介)(第二

三一号)

同(久保田鶴松君外一名紹介)(第二

三二号)

同外一件(小南重雄君紹介)(第二三

三号)

同外二件(高崎達之助君紹介)(第二

三四号)

同外二件(中山マサ君紹介)(第二三

五号)

同外一件(西村榮一君紹介)(第二三

六号)

同(原田遼君紹介)(第二三七号)

同外一件(古川文吉君紹介)(第二三

八号)

同外三件(服部安司君紹介)(第二三

九号)

同外一件(小川半次君紹介)(第二二

七号)

同(大森玉木君紹介)(第二二四号)

同外四件(龜山孝一君紹介)(第二二

五号)

同(小平久雄君紹介)(第二二六号)

同外一件(坂田英一君紹介)(第二二

七号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第二二八号)

同(椎熊三郎君紹介)(第二二九号)

同(周東英雄君紹介)(第二三〇号)

同(田中龍夫君紹介)(第二三一号)

同(田中正巳君紹介)(第二三二号)

同外二件(高瀬傳君紹介)(第二三三

号)

同外二件(高橋英吉君紹介)(第二三

四号)

同(高橋清一郎君紹介)(第二三五号)

同外一件(塚田十一郎君紹介)(第二

八六号)

同(徳安實藏君外二名紹介)(第二八

七号)

同(南條徳男君紹介)(第二八八号)

同(長谷川峻君紹介)(第二八九号)

同(保科善四郎君紹介)(第二九〇号)

同(本名武君紹介)(第二九一号)

同(平塚常次郎君紹介)(第二九二号)

同(松浦周太郎君紹介)(第二九三号)

同外三件(三田村武夫君紹介)(第二

九四号)

同(三和清一君紹介)(第二九五号)

同外三件(山田彌一君紹介)(第二九

六号)

同(中馬辰猪君紹介)(第三二一号)

同(今澄勇君紹介)(第三二二号)

同(加藤鐵造君紹介)(第三二三号)

同(中崎敏君紹介)(第三二四号)

同(中村時雄君紹介)(第三二五号)

同外十一件(相川勝六君紹介)(第三

二六号)

同外二十三件(生田宏一君紹介)(第

三二七号)

同外一件(石橋湛山君紹介)(第三二

八号)

同外一件(井原岸高君紹介)(第三二

九号)

同外九件(金丸信君紹介)(第三三〇

号)

同外二件(額綱三君紹介)(第三三

一号)

同外二件(世耕弘一君紹介)(第三三

二号)

同(武知勇記君紹介)(第三三三号)

同(津島文治君紹介)(第三三四号)

同(橋本正之君紹介)(第三三五号)

第一類第一号

内閣委員會議録第五号

昭和三十五年二月十八日

います。

○福田(憲)政府委員 御指摘のこの法案の取り扱いの問題でございますが、もちろんこれは最高の責任者は総理大臣であります。総理大臣がみずから各答弁その他を本会議でもやられた通りでありまして、そうすることが望ましいと思ひます。ただいろいろな点で、各委員会その他諸般の問題があつて、これを補佐する立場から総務長官がかわつて、事務的に私が主宰する形になる、その点は御了解願ひたいと思ひます。

○久保田(農)委員 一応総務長官が事務的にはこの問題に当たつていくというのわかるわけですが、特に総理は今回のような国会では非常に忙しく、あつちこつちの委員会に衆参両院で引っぱられておるといふことで、非常に困難であることはよくわかります。しかしこの問題の大事な点については、やはり総理に内閣全体を代表して、はっきりした答弁をいただかなければならぬ面がたふさんあるわけでありまして、何といひましても、国民のほぼ三分の一を占める農民全体にひかかる問題でありますから、そういう点では、必要となるときは総理みずから出てきて、はっきりした答弁をされる必要がある、こう私は思ふのであります。

そこで私は委員長と総務長官にはっきりお願いしておきますが、これはきょうではありませぬけれども、いづれ機会をあらためてこの問題の基本点についての一番大事な点を審議いたします際には、一つ委員長も長官も責任を持って、総理大臣がこへ出てくるように、そして総理大臣みずからはっきりした答弁に当たられるように処置

していただきたい。これを条件にいたしましてこれから質疑を続けて参りたいと思ふが、この点について、委員長並びに長官のはっきりした責任のある態度を伺つておきたいと思ひます。

○岡崎委員 御趣旨の通りいたしたいと思ひます。

○岡崎委員 代理 その点は十分委員長においても取り扱ひさせていただきますと思ひます。

○久保田(農)委員 それでは一つ具体的な質問に入つて参りたいと思ひます。最初にお聞きしたいのは、この法案は御承知の通り三十一国会に提出をされて、審議終了になつております。さらに三十二臨時国会にも政府から提案されて、どういふ理由か、私は当時この委員会におりましたからわかりませんが、これは撤回になつております。大体において今度三十三国会に提出する場合は二回も三回も出さなければならないことになつておれば、三回目に出さなければならない、これは少し政治的な常識を欠いておるのではないかとこの点に思ふのですが、前二回にわたる不成立に終つたものを、第三回目のこの時点において出す必要がどこにあるかという点について、私は一つ政府側のはっきりした御見解をあらかじめ承承していただきたい。

○福田(憲)政府委員 御存じの通り第三回目の提案でございます。第一は残念ながら審議終了となり、また前国会におきましては、災害の復旧対策その他いろいろ重要な法案に時間をとられまして、結局時間切れとなつて撤回し、今回は再開国会の劈頭に提案をしたわけでございます。どうして二回も

だめになつたものを三回も出す必要があるのかという御質問でございますが、政府としましては、従来とも提案説明で申し上げております通り、農地改革という大きな日本農政の問題、この効果は私ども十分認めながらも、その激しい社会的変革のためにいづゆる旧地主のいろいろの問題が起つてくる。これをそのまま放置しておくことは、全般の国民生活安定という点から大きい影響があるわけでありまして、その実態をつかむことが必要であるという観点から、またこの提案をいたしたわけでございます。

○久保田(農)委員 この農地改革の結果が旧地主にどういふ具体的な影響を与えたかという点については、あとでまた御質問を申し上げます。思ひますが、いづれにいたしましても三十一国会でこれが審議終了になり、あるいは三十二国会で政府みずから撤回をするという裏には、これをただ単に国会の内部のかけ引きや都合とだけごらんになることは、私は非常に不適当ではないかと思ふのであります。この問題が発生してからの、なるほど旧地主層が大きな期待を持ったことは事実であります。しかしながら反面においてなおさらにより広範な農民層に、非常に大きな不安を持たして、おられます。しかも場合によりまして、この法案が決定をいたしました、その決定の内容いかんによりましては、農村の一番基本である現在の農地制度というものの、大きな影響を及ぼすような問題であります。そういう点から、御承知の通り新聞等も、中央紙を初めとしたしまして、地方の新聞もほとんどこの法案については賛成をしている向きはありま

せん。こういう点から見て、今お話のあつたような旧地主側の要求といひますか、不満といひますか、そういうものだけを一方的に見てなおこの法案を取り上げるというのでは、少し政府として反省が足りないのではないかといふふうに私は考えるわけですが、くどくど言いますからあまり申し上げませんけれども、たとえばここに全国農業会議所の編成したこの問題に対する新聞の論調集があります。これを見ますと、読むと大へん長くなりますけれども、どの一つをとりますと、この農地補償の問題、旧地主の問題についての運動について、また法案そのものについて賛成をしておるものはありません。一例をとってみると、ちようどの法案が出た当時の三十四年三月十六日の北海道新聞の社説は、こんなふうにして書いてあります。「旧地主調査会の設置が自民党の選挙対策であることは多くを語るまでもあるまい。選挙の票と金になることなら手あたり次第というものが岸内閣のやりかたである。一千万円の調査会費で、農村に隠然たる勢力をもつ地主団体の支援を得ることができるといふ。だが、この一千万円の選挙対策は、やがて莫大な国家負担を将来に残すおそれが多分にあるのだから、うかつに見のがしておくわけにはゆかない」云々といふふうには、かなり手きびしい反対論を出しております。さらにごく最近の新聞の論調を見ますと、たとえば二月十一日の毎日新聞は、はつきり「再補償より地価抑制策を」といふ見出しで、わざわざ社説を出しております。その内容を見ますと、この調査会に賛成する向きも相当多いわ

問題調査会設置法案が再び今国会に提出された。九日の衆院本会議で行われた政府の趣旨説明や質疑のようをみると、政府は旧地主に農地の再補償を行う考えはないかのようにみえる。しかしほんとうに政府に再補償を行う考えがないのなら、どうしてこの問題を繰返し国会にもち出すのか。云々といつて、ずっとこれに対する反対と疑問の態度をはつきりと示している。反対と疑問の態度を表明してゐるの、日本のほとんどの中央、地方の新聞の一貫した論調であります。

〔岡崎委員代理退席、委員長着席〕

証拠をあげるというのならここに幾らでもあります。しかし、くどくなりましてからこの程度でやめさすけれども、私は三十一国会でこの問題が審議終了になつたといふことを、単に与野党間のいろいろな取引であるとか何とかといふふうにお考えになることは、政府としては無責任ではないかと思ふ。これだけ大きな反対のあるものを、また性根りもなく、反省もなく同じものを出しておるといふ点はどういふお考えか、私はもう一度この点についてはっきりした考えをお伺ひしておきたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 この法案に対して、新聞論調その他に現れた相當の反対があることも承知いたしております。いづゆる旧地主主制の復活といううな、農政そのものに弊害を及ぼす時代逆行的なもの、私どももよく考へておらないわけでありまして、しかしまた反面、こういう社会的な激変に伴う実態をどうつかむかという問題で、この調査会に賛成する向きも相当多いわ

けであります。私どもは従来の考え通り、実態を調査する調査会を設けることは、やはり必要であると考えておるわけであります。

○久保田(農)委員 実態を調査されるといいますが、実態はすでに農林省その他においてかなり明確な実態が出ておるのです。これらについては私は、あとで御質問申し上げたいと思っておりますから、今の段階では質問を省きます。

しかしもう一つ政府に考えてもらいたいことは、旧地主補償の問題あるいは農地被買収者の問題が問題になって参りましたのは、日本では、大きく見て四つの段階を経ています。第一期は、農地改革の行なわれる過程において、その中においての地主の反対運動がありました。第二期は、大体において二十七年ごろから、この問題を地主団体が至るところで積極的に意識的に取り上げて、統一運動を展開した。具体的には、下条さんが会長になられて、そうしてあの四十一万を集めたあの当時の運動、その後地主団体が内部の分裂をいまして、ごたごたした時代、さらにこれが自民党のあつせんによりまして統一されて、現在の全国農地解放者同盟という形になりまして、自民党と密接に結びついて今日この法案闘争に入つた時代、こう三つあります。

その過程において、現場においては、どういふ問題が出たかという、御承知の通り、分裂の過程並びに統一の時代においては、香川県を初めといまして、至るところに地主側の意識的な土地取り上げ、実力行使という問題が出て騒然としたのが実情であります。

す。これが三十一国会の背景をなしておる。ところがその後においてはどうかといひますと、大部分の地主は、この問題についてはあきらめておる。そのあきらめたのがどこに現れておるかといふと、全国の農地解放者同盟の会費が、千五百万を予定しておるようでありますが、あまり集まらなかつたといふこととあります。こういう点と、また私どもが地方において地主層といふいろいろ触れ合つてみても、この問題についてはもうほとんどあきらめておるのが実情であります。その結果は、三十二年を山といたしまして、全国各地に起こりました小作地の取り上げ問題、あるいは実力行使、そういう問題が現在ほとんど消滅したような格好になっており、そのうちわずかなものだけが裁判等によりまして依然として争つておる。そのうちのおもなものは、長野県の例の知事の憲法違反の問題です。

これも御承知の通り、つい最近最高裁ではっきりした判決が出てきて、これは争う余地がなくなつた。こうして現地に置きましてはほとんど大部分の問題が片のついた今日、さらにまたこれを出すという点、私は、今いろいろ大きな変革があつたからその実態を調査されると言いますが、実態の問題についてはあとでまた議論をいたすといひまして、大体の大勢からいって今申したように、ほとんど現実においては、この問題の火が消えておる。その時期にさらに三回目にあらためて、問題を将来また現地において巻き起こし、その危険のあるかどうか、これがわれわれとをなせ出されるのか、これがわれわれには納得いかない。今のような形ばかりの答弁、答弁の模範書に書いてある

ような答弁では困ります。全国のはっきりしたこういう情勢を見てとつて、こういう法案を今日出す必要があるのかないのか、私は必要は明らかにならぬ。必要が明らかでない限りは、い。有害であると思う。せつかく現地において地主側もほとんどこの問題の不当性というものがあつて、そうしてこういうものをやめて、意識的なあるいは集団的な土地取り上げ等がなくなつて、そうして地主と小作人との間やその他が円満にいきそうなきに、なぜこういう法案を出して火をつけるのか。寝た子を起すようなやり方というものは納得できない。こういう判断とあわせて長官のはっきりした——今のようなお答えでは答弁紙に書いてあります。私はそういう場当たりであつたのではない、はつきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(農)政府委員 過去の長い間の、いわゆる農地改革が行なわれて以後今日まで、いろいろな起伏がありました。ただ私はこの法案を出す必要性については、先ほど申した通り社会的激変に伴う旧地主の社会問題は、やはりはつきり調査しなければならぬといふ考えをいまだに強く持つております。

○久保田(農)委員 その社会的問題の実態といふことについてはあとで申し上げますから、今の段階では触れませんが、今私が申し上げましたように、せつかく現地でもってこういう問題が片づき始めたときに、また問題を起こすといふことは、いかにも政府としてまずい政策であり、何かそこに別途の意図ありと私は理解をしてもやむを得ないことだといふこと御承知おき願ひたい。

もう一点はこういう点であります。御承知の通り今日の日本の農業が行き詰まり、また従来の農政が行き詰まり、曲りかどに來ておるといふことをよくいわれます。現実に日本の農業は非常に大きな停滞期にぶつかつております。同時に今までの農政というものが、今まではだめだといふので、政府の方もこの問題についてはかなり真剣な取り上げ方をして、現在農林漁業基本問題調査会において鋭意検討中であることは御承知の通りであります。ここで出ておる問題は何かといひますと、日本の工業なり経済の大きな発展に對しまして、農業が非常に立ちおくれておる。このままではどうもならぬ。特に為替・貿易の自由化というような段階で、外国から安い農産物の圧迫が逐次強くなつて参る、こういう段階で今までのような農業ではやらないといふことがはつきりして参つたわけであります。従つてこれを打開するには、農民自身の実践活動として、すでにいろいろの形において、あるいは積極的に技術を取り入れるとか、あるいは共同化の線をだんだん強めて参るといふ、非常な苦心をしながらもそういう方向が逐次年々強まつておることは御承知の通りであります。政府もどの程度やれるか、私どもはあまり期待を持っておりませんが、しかしいづれにいたしましても今までの政策ではだめだといふので、政府みずから検討を始めておることも事実であります。ことしあたりの予算の中にもきわめてわずかでありますが、私ども

そういう方向が少しづつ芽を出しつつあるのが実情であります。その基本の問題の一つとしては、御承知の通りどうしても現在の土地制度に、ある程度前向きの改正を加えなければならぬといふ段階になつてきております。要するに農地法関係なり、あるいは現在の農地改革で行なわれた土地制度にある程度の改革を加えなければならぬといふことがあることは、御承知の通りであります。その一端が、いわゆる農業法人化の問題にからんで、御承知の通り農地法の一部改正という形で近く政府から提案をされる模様であります。しかしこれは現在の農地制度あるいは農地法の改正であります。はつきり言つて前向きの農地法の改正をしなれば、日本のすべての農民といふものはこれからの時勢についていけない。また日本の国民経済にこれが大きなウィーク・ポイントになつて、将来大へんな問題を起こすといふので、保守の立場に立たれる方も、まめじな方はこの問題について相当の関心を持ってきておるのが実情であります。ところがこの法案に含まれております内容、あるいはこの法案が将来発展していく方向といふものは、これと全く逆であります。これはあとで私が具体的に一々数字と事実をあげて御質問申し上げますから、その内容についてはこの段階では触れませんが、地制度あるいは農地法に関する問題は、明らかにうしろ向きであります。つまり旧地主の立場における農村の古い秩序の復活であり、古い農地法の農地制度の復活という方向をはつきりこ

ないことだといふこと御承知おき願ひたい。

○久保田(農)委員 その社会的問題の実態といふことについてはあとで申し上げますから、今の段階では触れませんが、今私が申し上げましたように、せつかく現地でもってこういう問題が片づき始めたときに、また問題を起こすといふことは、いかにも政府としてまずい政策であり、何かそこに別途の意図ありと私は理解をしてもやむを得ないことだといふこと御承知おき願ひたい。

もう一点はこういう点であります。御承知の通り今日の日本の農業が行き詰まり、また従来の農政が行き詰まり、曲りかどに來ておるといふことをよくいわれます。現実に日本の農業は非常に大きな停滞期にぶつかつております。同時に今までの農政というものが、今まではだめだといふので、政府の方もこの問題についてはかなり真剣な取り上げ方をして、現在農林漁業基本問題調査会において鋭意検討中であることは御承知の通りであります。ここで出ておる問題は何かといひますと、日本の工業なり経済の大きな発展に對しまして、農業が非常に立ちおくれておる。このままではどうもならぬ。特に為替・貿易の自由化というような段階で、外国から安い農産物の圧迫が逐次強くなつて参る、こういう段階で今までのような農業ではやらないといふことがはつきりして参つたわけであります。従つてこれを打開するには、農民自身の実践活動として、すでにいろいろの形において、あるいは積極的に技術を取り入れるとか、あるいは共同化の線をだんだん強めて参るといふ、非常な苦心をしながらもそういう方向が逐次年々強まつておることは御承知の通りであります。政府もどの程度やれるか、私どもはあまり期待を持っておりませんが、しかしいづれにいたしましても今までの政策ではだめだといふので、政府みずから検討を始めておることも事実であります。ことしあたりの予算の中にもきわめてわずかでありますが、私ども

そういう方向が少しづつ芽を出しつつあるのが実情であります。その基本の問題の一つとしては、御承知の通りどうしても現在の土地制度に、ある程度前向きの改正を加えなければならぬといふ段階になつてきております。要するに農地法関係なり、あるいは現在の農地改革で行なわれた土地制度にある程度の改革を加えなければならぬといふことがあることは、御承知の通りであります。その一端が、いわゆる農業法人化の問題にからんで、御承知の通り農地法の一部改正という形で近く政府から提案をされる模様であります。しかしこれは現在の農地制度あるいは農地法の改正であります。はつきり言つて前向きの農地法の改正をしなれば、日本のすべての農民といふものはこれからの時勢についていけない。また日本の国民経済にこれが大きなウィーク・ポイントになつて、将来大へんな問題を起こすといふので、保守の立場に立たれる方も、まめじな方はこの問題について相当の関心を持ってきておるのが実情であります。ところがこの法案に含まれております内容、あるいはこの法案が将来発展していく方向といふものは、これと全く逆であります。これはあとで私が具体的に一々数字と事実をあげて御質問申し上げますから、その内容についてはこの段階では触れませんが、地制度あるいは農地法に関する問題は、明らかにうしろ向きであります。つまり旧地主の立場における農村の古い秩序の復活であり、古い農地法の農地制度の復活という方向をはつきりこ

そういう方向が少しづつ芽を出しつつあるのが実情であります。その基本の問題の一つとしては、御承知の通りどうしても現在の土地制度に、ある程度前向きの改正を加えなければならぬといふ段階になつてきております。要するに農地法関係なり、あるいは現在の農地改革で行なわれた土地制度にある程度の改革を加えなければならぬといふことがあることは、御承知の通りであります。その一端が、いわゆる農業法人化の問題にからんで、御承知の通り農地法の一部改正という形で近く政府から提案をされる模様であります。しかしこれは現在の農地制度あるいは農地法の改正であります。はつきり言つて前向きの農地法の改正をしなれば、日本のすべての農民といふものはこれからの時勢についていけない。また日本の国民経済にこれが大きなウィーク・ポイントになつて、将来大へんな問題を起こすといふので、保守の立場に立たれる方も、まめじな方はこの問題について相当の関心を持ってきておるのが実情であります。ところがこの法案に含まれております内容、あるいはこの法案が将来発展していく方向といふものは、これと全く逆であります。これはあとで私が具体的に一々数字と事実をあげて御質問申し上げますから、その内容についてはこの段階では触れませんが、地制度あるいは農地法に関する問題は、明らかにうしろ向きであります。つまり旧地主の立場における農村の古い秩序の復活であり、古い農地法の農地制度の復活という方向をはつきりこ

これは内包しております。政府は一方において、基本問題調査会におきましてわずかながらでも前進の、前向きな改革を考えておられ、一方においてこういうしる向きの改革をやる、こういう矛盾をした、大へん失礼な言い方ですが、新聞の論調からいへばまさに両岸的な農地政策というようなものを予想されるような、こういう案を三たび出されるということは、私は政府の前向きの政策そのものも疑わざるを得ない。一体岸内閣はこの前向きの政策を十分ながら進めていくのか、あるいはうしろ向きにいくのか、どっちにいくのです。こういう点から見ても、この時点において、このようなもうすでにはっきり烙印の押されましたものを、単に旧地主にまつわるいろいろな社会的な実態を調査するなんというわけたごまかしの理由によって、三回目に出されるということは、政府としては大きな間違いである。この際どうしてもはつきりしなければならぬ問題だと私は思うのでありますが、この前向きの改革というしる向きの改革と大体どちらをとられるのです。もしこれが片方において、たとえば今度の法人化の問題にひっかかりまして、農地法の新しい前向きの改革が行なわれる、この法案が成立いたしましたしる向きの農地改革が行なわれるとしましたら、現実の農地政策なり、その土台の上に立つところの日本の農業政策というのは、不要な混乱をするだけじゃありませんか。そういう危険ははつきりしておるものを、今ごろ出されるというのはいくらいうわけですか。私は一向にわからぬ。この点を明確に一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 東畑先生が会長になつておられる御指摘の農林漁業基本問題調査会、これは非常な御努力で各般の問題を取り上げておるわけでありまふ。従つて土地問題についても今述べられたような点が、確かに大きな話題の一つになつておる様に承つております。ただ、農政の基本問題は農林当局から説明を聞いていただくことにしまして、今度の調査会の設置法案について、何か全然うしろ向きじゃないか、矛盾があるじゃないかという今のお話でございませう。旧地主の制度の復活といううしろ向きな時代錯誤的な、はつきりうしろを向いたようなものを少しも考へておられないわけでありまして、土地問題は土地問題として基本問題調査会が取り上げると同時に、われわれとしては残された一つの問題といひまふか、懸案といひまふか、明らかにされてない旧地主の実態を把握する、このことによつて土地制度があたかも一方においてうしろ向きになるという御議論には、賛成いたしかねる次第であります。

○久保田(豊)委員 この法案がうしろ向きでないかどうかは、あとで具体的な事実をもつて私は御質問申し上げたいと思ふから、今その議論は私はこの段階ではやしません。次の機会にやります。しかし少なくともこの問題の動いて参りました過程というものは、よく御承知の通りであります。たとえば全国農地解放者同盟の綱領といひまふか、規約の第二条にはつきり、地主を中心とした新しい農村秩序を作るのだということを宣言しております。いわゆる農地改革の際の補償価格は不当で

あるから、これに対して新しい補償を獲得するのだということが目的の第一条に載つておるのであります。しかもそういう旧地主団体を育てて、指導されてきたのが、これは御承知の通り自民党さんであります。そうしてその基盤の上にこの法案が出て参つたことは、私はあとで具体的な事実でもつてはつきり申し上げたいと思ふのであります。その一端に触れまふと、大体こういうことになつておるのじゃないでしょうか。私の調べた範囲では、地主団体が最初一つであつたのが、二つにも三つにもなつた。それが三十二年の十二月十一日に全国農地解放者同盟という形で統一をされております。そのときに自民党さんがあつせんされまふとして、そうして自民党のいわゆる農地問題特別調査会からこの三団体に対しては勧告が出ております。その勧告とあつせんによつて、四国の一つだけを除きまして、全国農地解放者同盟というものが三十二年十二月十一日に成立をいたしております。これは大体において会員が二十万、会費が大体において千五百万、こういうのであります。しかも同盟の事務所はどこにあるかといひまふと、これは自民党の民部千代田区永田町二の十四、ここに一緒にあります。現在にはありません。しかも自民党の衆参両院議員全員が同盟の顧問に就任されております。そのうちの五名の方が——これは衆参両院であります。原さん外四名の方が常任顧問という形で、この同盟の全体と密着をいたしております。こういう格好であります。地方におきましても、各県に支部その他があるやうであります。

が、これもほとんど自民党と密着しておるのが現状であります。世間ではこれを自民党の組織である、自民党の外郭団体である、こう言つておるものが実情であります。これはまさか自民党で指導的な役割をされておる長官が知らないうちにはないと思ひます。おそろく長官もこの顧問には就任されておるはずであります。ですから知らぬはずはない。こういう実態であります。まあ少しお聞きづらひかと思ひますが、一つごしんぼう願ひます。

こういう構成でありまして、さらに自民党内には、三十二年の中ごろに、従来ありました農地政策の調査会といふものが、今の同盟の要請によつて発展的解消をされて、九月に衆参両院の六十名を委員とするところの農地問題調査特別委員会というものが、自民党の政調の内部に結成をされております。さらに三十三年度の二月には、これに新しく学識経験者を加えた委員三十名の農地問題の調査会というものが発展して、これが今この問題を扱つておるのであります。これが全国の農地解放者同盟と表裏一体の關係をなしてあり、この法案の出る以前におきまして、すでにこの農地問題調査会が十二月に内閣と党に對しまして、これと似たような法案を作れという三項にわたる答申をいたしております。それに基づいてこの法案の原案がちゃんと自民党の中でできて、この点は確かめてありますけれども、これははおそろく内閣に答申をされておると思ひます。それと多少違つておるだけで、本質においては何も違ひはない、こういう内容であります。私どもは大へんうがって失礼な言ひ分でありまふ

が、こういう事実關係を土台にして理解をいたしますと、今度三回目に世間の反対、新聞の世論の反対というものを押し切つて、さらに第三次の提案をされた。こういうやうに、この団体と自民党の切つても切れないような腐れ因縁というものがあります。さらに自民党がこの問題にあまり深入りし過ぎて、抜くに抜けないという立場からこの旧地主団体に突き上げられて、いやおうなしにここにこの法案を出してきただというふうな理解をする以外にはない。あなたもおしやるやうに、旧地主団体に対する社会問題の実態を調査しなければならぬというやうなことは、もうすでに調査はある程度できており、結論を出そうと思へば出ます。にもかかわらずこういう問題を出した点は、私はどうも納得ができません。もっと悪く理解すれば、勘ぐつてみれば、これは自民党の次の選挙対策とも考えられないことはない。すでに新聞等においても、そういううらやましい論調がぼつぼつ出かかつておるのであります。どうか一つこういう点は、政府といたしまして、自民党といたしまして、特に総理府におきましては十分に考へていただきたいと思ひます。今申しましたやうな事実は、これはこちらの方でいろいろと調べてきたものであります。こういう農地問題の、いわゆる全国農地解放者同盟と自民党との腐れ因縁というものをあなたに認められまふか、どうですか。

○福田(憲)政府委員 これはもう久保田委員もよく御了解いただいております。志を同じくしあるいは目的を同じくする者が団体を作り、またわが党と志

が同じであり、考え方が同じであるならば、当然この間に密接な関係を生むことは、民主政治のあり方としてきわめて自然の現象だと思います。

なおこの法案につきまして、いわば圧力団体の突き上げで政府が出したのではないかという御指摘がございましたが、そういう点は全然ございませぬ。繰り返し申し上げております通り、必要であるという私どもの認識から提出をいたしましたわけであります。その点は純粹の立場でこの調査会に対して御検討いただきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 突き上げではない、圧力団体には負けないと言っておられますが、現実には今までの二十六国会会時からの政府の答弁を見れば、地主団体に突き上げられて、次々によるめて、同時にそういう中において自民党との結びつきがますます強くなつて参つて、今にちちもさつちもいなくなつておる。この事實はいかに口先で否定をされましたも、天下周知の事實であります。それならば實際こういう民情部と同じところに事務所をかまえるのは、おかしいじゃないかというふうに思ふわけでありませぬ。これならばつきり分けられたいと思ふのであります。しかしこの点はこれ以上追及いたしまして、おそろくそうだとすることはおつしやらぬでしよう。水かけ論になりま

すからやめておきます。そこで調査の基本的な問題に入る前に、二、三予備的な問題についてきょうは御質問申し上げて、その程度にいたして参りたいと思ひます。

その一点は、この調査会をなぜ単独法にされたかという点であります。こ

れはあまり大規模な調査会でもないわけでありませぬ。普通なら内閣総理府の設置法の一部を改正して、それで済むはずであります。ところが特に単独法でこういう調査会を作られる。しかも存続期間は二年であります。こういう必要はないのではないかと。私もこれは内閣の設置法の一部改正で十分間に合う、こう思ふのですが、なぜこの調査会を特別立法をしてクローズアップしなければならぬ理由があるか、この点がわからない。どういふわけですか。

○福田(篤)政府委員 なぜ単独法にしたか、設置法の改正でいいのではないかと、御質問でございますが、これは今度の調査会の目的、また趣旨を考へまして、法律で明らかにするために、単独法が適當であると判断したからであります。

○久保田(豊)委員 今のお話はどうもちょっとおかしいと思ふ。實態を調査すると言ひましても、あとで聞きまします、何百万という地主さんの實態が、総理府でこの程度のものを作つて、それで明らかに調査のつくるものでありますまい。私は何かここにも政治的な意図があるように思ふ。つまりこういう単独法を出すことによりまして、地主団体に對して何らか申し開きなり、あるいはごまかしの見せ場を与える、こういう意図があるから、内閣設置法の一部改正でなく、単独法で出したと普通世間は見ております、私ももそう見ざるを得ないと思ふ。この点の御説明をはつきりされることが必要だと思ひますが、この点についてどういふふうにお考えになつておられますか。

○福田(篤)政府委員 総理府の設置法改正なら手続も非常に簡單でございませぬが、単独法を選んだ理由は何か意図があるのではないかと、この点であります。私もこれはこの調査会の重要性を考へ、また法律で明らかにするために、単独法で明確に目的、趣旨を明らかにした方がいい、そう考へて単独法にいたしましたわけでありませぬ。

○久保田(豊)委員 あとははつきり申しますが、この調査会くらい目的のぼやけておるものはないのです。あとで具体的に事實をはつきり申し上げますが、各種委員会あるいは調査会が内閣その他に設けられております。しかしながらこの調査会くらいばけた目標を持つてゐるものはありません。そういうものを特に単独法をもつてやるということが、私は納得がいかないのであります。たとえば農地改革に伴つて旧地主にまつわるこの社会的な諸問題というのはいくつですか。社会的な諸問題というのはいくつですか。社会的な諸問題といふのは何をしてゐるのですか。具体的な内容です。この点はあとで一つ一つ具体的に御質問申し上げますが、今まで政府の答弁を聞きまして、私もおつと調べてみました。一貫をして政府が今まで各委員会において答弁をされた内容を調べてみたけれども、一向この社会的な諸問題という内容がわからぬ。このくらいばけた目標を持った調査会はありません。その調査会を特別にこういう単独法をもつて作るという必要は、私はさらないと思ひます。これはある意味において官制の乱用だと思ふ。こういう点でもう一回この点をはつきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(篤)政府委員 かりに単独法にいたしましたせんと、構成、組織等の問題については一々法令にゆだねなければならぬという点が出て参ります。単独法にして明確にこの目的を明らかにした方がいい、こういう考へで単独法にしたわけでありませぬ。

○久保田(豊)委員 この点も納得がいきませんが、もう一つお聞きをいたしておきたいと思ふのは、調査会をなぜ総理府にお作りになったのか。大体この問題を所掌して参りましたのは、御承知の通り農林省であります。農林省でなぜこの問題を――地主にまつわる諸問題というものを処理されるというなら、農林省に設置してけつこうじゃないか。それを特に総理府に設置をいたしましたのは、どういふ理由かというところ。御承知の通り今までも少なくとも歴代の農林大臣は、赤城さんまで、この地主団体なり何なりの補償要求に對しては、かなりはつきりした反對をして参りました。また同時に一千万円の調査費を農林省に組むことについても反對をして参つた。これは農林委員会等においても大臣の答弁で明らかであります。そういう点から農林省からけちを食つたので、総理府に作つたのですか。どういふわけですか。この点を一つお聞きをしておきたい。

○福田(篤)政府委員 この調査会の調査目的、範囲、そういう点から考へますと、農林省だけではとうていまかない切れない広範なものであります。おそろく大蔵省、厚生省、各省の所管にわたる問題が出て参りますので、総理府の本質から申しまして、各省にまたがる事項を調整するには、やはり総理府内に設置した方が便利ではないか、こういう観点から置いたわけでありませぬ。

○久保田(豊)委員 今までのお話だと、農林省だけではまかない切れない、大蔵省や厚生省の所管事項にもわたるから内閣に設置したといひますと、この調査会が調査審議をした結果、どういふものがでるかかわかりませぬけれども、それらの処理については大蔵省も厚生省も大きな関係を持つてゐる意味ですか。さつきのお話では社会問題の実態を調査するのだ。實態を調査するといふ過程で大蔵省がどれだけの問題に連関がございませぬか。實態を調査するといふことだけならば、大蔵省はほとんど関係がないはずであります。また厚生省にいたしましても、實態を調査するといふなら、今の生活保護法等の對象といふことになれば、これはすでに調査の実態ができておるはずであります。實態を調査するといふ観点から、さつきあなたが御答弁になつたような、この調査会はいわゆる地主の社会問題についての實態を調査するといふことならば、私はおそろく今までの官庁で農林省なんかでやつたことが主体になつて、あと特に大蔵省がこれに關与するような調査範囲といふものはほとんどあるまいと思ふ。それともこの調査会で結論が出て、その結論を処理する場合においては、大蔵省なりあるいは厚生省が大きいとしてこれらの問題にもわたる点があるから総理府に置いたといふのですか、どちらですか。

○福田(篤)政府委員 先ほどお答えしましたように、各省にわたる問題が十分今から予想されるわけでありませぬ。ただ問題は、一体それでどういふ結果が出るだらうか。これは今久保田委員

うな問題にも発展してくるわけです。
あなたの職務は国務大臣をもつて充て

る。けれども現実にはあなたは国務大臣になられない。非常に残念なことである。うと私は思います。けれども現実には手きびしく、あなたに對する地位が国務大臣の對象外に置かれていたということになってゐるので、從つて閣議へ出席をされても、発言権はあつても採決権がないとか、いろいろな点でおさびしいお気持ちをなさつておられると思つてゐます。そういうところで、この今度の問題についても、またここで皆さんの御意見が、総務長官が答弁をされたのだくに適當かどうかという問題も起つてくるのであります。

私は次に質問を發展させますけれども、今度この調査会という機關を付屬機關の中へ設けられたことはこれは先ほど久保田委員からもお尋ねのように適切ではないという前提で、私は政府の反駁御意見を伺いたいのです。大体農地購買者のために、その問題を調査するための機關として、この法案を出されたのであります。この法案提出の最も大事な理由の中に、被買取者に関する社会的な問題が取り上げられてゐるわけですね。この社会的問題ということになると、これは総理府の付屬機關として適當な問題かどうかというところが一つ起つてくる。社会的問題以外のものは取り上げられないのか。たとえば農地解放關係の法律によるところの救済措置が十分でなかったかどうかという問題の調査というものは、制度的な問題についての取り上げはなされてゐないのか。どうせこういう問題をお出しになるならば、現実に農地解放によつて社会的な被害を受けた人々を救済するというだけでなくして、その根拠法の不備、根拠法の運営

の問題というところが當然議題になつてゐるのだと私は思つてゐます。いかがですか。

○福田(憲)政府委員 救済制度の問題は、あくまで農政の基本的な問題として農林省がやるべきだ。調査会自体は先ほど申す通り、社会的な広範な立場から調査するわけでごさいます。所管の對象といひますか、範圍が明確でないと思つておられます。

○受田委員 どうもこれははつきりしないのでございしますが、社会的な欠陥を生じた原因が農地關係諸法規の不備あるいはその運営の不当にあつたとするならば、當然それもある方々の立場からは研究の對象にすべきでなかつたのかどうかです。

○福田(憲)政府委員 御指摘の点は、やはり現在の農林漁業基本問題調査会でこれを取り上げるのが適當ではないかと思ひます。

○受田委員 根本的問題に入りませんが、これは性格的に農地關係解放は、基本問題調査会で取り上げるべき性質のものであります。

○福田(憲)政府委員 いわゆる農地改革の結果起つたいろいろな問題は、この調査会でやるわけでありませんが、今御指摘の救済制度とか、具体的な農政に関する問題は、基本問題調査会の方が適當ではないか、こう考へておるわけでありまして。

○受田委員 これは末端の農地委員会で決定を見たもの、それに不服なものは漸次上級機關に訴へる道があつたわけですね。そういう取り扱いにおいて不當な措置がとられたということ、この研究をする機關が基本問題調査会でやる問題として、あなたは認めになつ

ておるわけですね。

○福田(憲)政府委員 農地改革自体は、先ほどお答え申した中にもはつきり申し上げておられますが、これは當然正當なものであり、効果も大きかつたわけでごさいます。從つて農地改革であるいは農地法の実施という問題自体にはこの調査会は一切触れてゐないわけでありまして。その結果起つた旧地主のいろいろな激変の問題、そういう点を取り上げておるわけでありまして。

○受田委員 私の考へてゐるのは、その過程における問題です。その処理を當然あわせ考へないと、社会的な欠陥を生じた原因がどこにあるかわからないわけですね。たとえば非常に細かな地主、五反百姓といふ部類の人々、そういう人々の土地解放、農地解放は非常に無理であつたかどうかといふような、制度的な欠陥とかいふような問題がひそんでおるとするならば、當然あなた方はそういう社会的にはんのわずかな名ばかりの地主の土地解放が、こういう結果を起したといふ制度的な問題が、それに裏づけされなければならぬと思ふ。何十町歩、何百町歩、何千町歩と持つてゐる地主と三反百姓、五反百姓の地主と性格が違ふといふような調査も、あなたの方では當然なさつておられなければならぬと思ふのです。その社会的に起つた現象だけをとりえるのではなくて、そういう制度的な問題も當然その背景に浮び上がつていなければならぬのじゃないですか。片手落ちじゃないですか。私はあなたの方の立場で今お伺いをしておるわけですね。

○福田(憲)政府委員 農地改革、農地解放自体は、この調査会で触れないつもりであります。というのは、農地改革自体が正當な法律に基づきまして行なわれたものであります。またこれに關する最高裁の判決も明らかでありまして、制度自体については触れない。調査会の範圍、目的を出ておると思ひます。以外であります。その結果の問題だけをこは取り上げるものだと考へておられます。

○受田委員 さらばこれに直接つながる問題を提起しよう。それは農地解放で不幸な事態、生活に迫り込まれたといふ人々といふ似たような問題は、終戦當時保險の加入者あるいは銀行、郵便局へ預貯金をしておいた者、その後貨幣価値の急激な下落で、著しく生活が脅かされた人々もあるわけですね。昔は土地を資本と考へて、莫大な金を土地購入に充てて地主になつた人々、預金の利子で食つていこうといふ立場で生活の主体を考へてきた人々といふわけですね。あるいは自分の生存している間は何とかするが、死亡した後家族のことを考へて保險に加入しておいた、手一ぱいで保險をかけておいた、土地は一切買わないでやつてきた。土地に資本を投じた人だけがこの問題の對象になり、そのほかの預貯金、生命保險等へ加入した人々は、急激な貨幣価値の下落で生活が脅かされておられますけれども、これを何ら考へないといふことは片手落ちじゃないですか。

○福田(憲)政府委員 戦時または戦後の非常な、いろいろな激変によりまして、今御指摘のとくえは保險金をかけた者あるいは預金した者が、インフレの非常な悪影響で災害を受けた。これは

私は旧地主も貨幣価値といふ点から見れば共通な現象と思ひます。ただこれらの問題は、それぞれのケース・バイ・ケースでいろいろな処置も講じてきておられますし、決して十分とは言へませんが、いろいろな処置をとつて参つておられます。旧地主の場合は、一体これはどういふ災害を受け、またどういふ変化があつたか、これから調査しようとするわけでありまして。

○受田委員 あなたは大へん変な御答弁をされたわけですね、インフレの犠牲になつた人々は問題にならぬ、旧地主だけは問題になるのだといふような御発言が今あつた。これははつきり申し上げるが、旧地主といへどもインフレがなくて、売買當時の価格がそのまゝ今日も土地の正當な価格として認められるような経済情勢であるならば、おそらく問題は起こらなかつたと私は思ひます。たとえば反當一千元といつたしまして、その反當一千元の貨幣価値が今日も依然として続くような経済、社会であつたならば、補償問題といふようなことを地主は提起しなかつたと思ふのです。あなたはどうか考へて

○福田(憲)政府委員 地主の立場からいへば、今おっしゃつたような貨幣価値の変化といふことが相當大きな刺激になり、原因になつたと私も考へておられます。

○受田委員 旧地主の人々が要求してゐることは、補償を金銭でやつてもらいたい。もとの土地を戻してくれと要求してゐるわけじゃないと私は思ふのです。これにかゝる金銭の給付を要求してゐると私は思ふのです。さらば郵便貯金、銀行預金等

もりであります。というのは、農地改革自体が正當な法律に基づきまして行なわれたものであります。またこれに關する最高裁の判決も明らかでありまして、制度自体については触れない。調査会の範圍、目的を出ておると思ひます。以外であります。その結果の問題だけをこは取り上げるものだと考へておられます。

○受田委員 さらばこれに直接つながる問題を提起しよう。それは農地解放で不幸な事態、生活に迫り込まれたといふ人々といふ似たような問題は、終戦當時保險の加入者あるいは銀行、郵便局へ預貯金をしておいた者、その後貨幣価値の急激な下落で、著しく生活が脅かされた人々もあるわけですね。昔は土地を資本と考へて、莫大な金を土地購入に充てて地主になつた人々、預金の利子で食つていこうといふ立場で生活の主体を考へてきた人々といふわけですね。あるいは自分の生存している間は何とかするが、死亡した後家族のことを考へて保險に加入しておいた、手一ぱいで保險をかけておいた、土地は一切買わないでやつてきた。土地に資本を投じた人だけがこの問題の對象になり、そのほかの預貯金、生命保險等へ加入した人々は、急激な貨幣価値の下落で生活が脅かされておられますけれども、これを何ら考へないといふことは片手落ちじゃないですか。

○福田(憲)政府委員 戦時または戦後の非常な、いろいろな激変によりまして、今御指摘のとくえは保險金をかけた者あるいは預金した者が、インフレの非常な悪影響で災害を受けた。これは

私は旧地主も貨幣価値といふ点から見れば共通な現象と思ひます。ただこれらの問題は、それぞれのケース・バイ・ケースでいろいろな処置も講じてきておられますし、決して十分とは言へませんが、いろいろな処置をとつて参つておられます。旧地主の場合は、一体これはどういふ災害を受け、またどういふ変化があつたか、これから調査しようとするわけでありまして。

○受田委員 あなたは大へん変な御答弁をされたわけですね、インフレの犠牲になつた人々は問題にならぬ、旧地主だけは問題になるのだといふような御発言が今あつた。これははつきり申し上げるが、旧地主といへどもインフレがなくて、売買當時の価格がそのまゝ今日も土地の正當な価格として認められるような経済情勢であるならば、おそらく問題は起こらなかつたと私は思ひます。たとえば反當一千元といつたしまして、その反當一千元の貨幣価値が今日も依然として続くような経済、社会であつたならば、補償問題といふようなことを地主は提起しなかつたと思ふのです。あなたはどうか考へて

○福田(憲)政府委員 地主の立場からいへば、今おっしゃつたような貨幣価値の変化といふことが相當大きな刺激になり、原因になつたと私も考へておられます。

○受田委員 旧地主の人々が要求してゐることは、補償を金銭でやつてもらいたい。もとの土地を戻してくれと要求してゐるわけじゃないと私は思ふのです。これにかゝる金銭の給付を要求してゐると私は思ふのです。さらば郵便貯金、銀行預金等

で、生活の根拠をその利子で充てておった人々と、同じ金額を土地資本に投下した人々と同じ条件じゃないですか。インフレの犠牲になった点においては同じではないでしょうか。違いますか。

○福田(黨)政府委員 インフレの結果悪い影響を受け、また甚大な損害を受けたという点では、私は同じだろうと思います。しかし片方は正当な法律に基づいた農地改革の結果、単なるインフレの影響だけではないで、いろいろな社会的な問題が起っておると私も考えておるわけでありまして。

○受田委員 インフレの進行というところがなければ、この制度の問題は正当であるとわれわれも認め、あなた方も認めておる。農林省がやった仕事に間違いはないとはつきりとあなた方も認め、制度的な欠陥はないとはつきり言っておられるのですよ。その裏に起った社会的な現象をとらえて、何とかしなければならぬという御発言のその意味からは、全く金銭を直接資本にした人と土地を資本にした人と同じ条件じゃないですか。

○福田(黨)政府委員 先ほどお答えしました通り、インフレの災害という被害者である点では私は共通であらうと思う。ただ、今申し上げたように片方に預金でありましてと保険であるとか、そういうものはまた事柄々々によりまして政府が別個に考えるべき問題だ、そう考えております。

○受田委員 事柄々々によって別個に考えるという、何か今から対策があるわけですか。

○福田(黨)政府委員 これは主として大蔵省関係と存じますが、まだ適切

な、有効な救済なりあるいは適当な措置というものは伺っておりません。

○受田委員 特に終戦直後の昭和二十一年三月だったと思うのですが、現金に証紙を貼付して新円に切りかえたときがある。そのとき以後は封鎖預金は最高五百円だったと思うのですが、それ以上は払い出しできない時代があった。いかに金をたくさん握っておいても、金は凍結されておった時代があったわけですか。これもやはり制度的な被害じゃないですか。

○福田(黨)政府委員 これは敗戦という大きな非常事態にとられたインフレ抑制の非常措置であつた。制度というよりは、実際そのときに緊急にとられた非常措置であつたと考えております。

○受田委員 引揚者等に対する閉鎖機関令というふうな規定もできて、法律も関係法律が幾つかできておりました。外国で持った金も凍結されて、いつまでも縛られた時代がある。これもやはり制度的な欠陥じゃないですか。そういう意味からは全く土地と同じではないですか。

○福田(黨)政府委員 引揚者の問題も制度というよりは、やはり戦後の緊急事態から生じた一つの不幸な被害である、そう考えております。

○受田委員 戦後の事態ということになれば、土地もやはりそういうことが言えるのじゃないですか。土地は戦後の不幸な事態じゃないですか。全然それに関係していませんか。不幸な事態と、私にあなたの方の立場で言わしめれば、そういうことが言えるのじゃないですか。

○福田(黨)政府委員 土地解放の、い

わゆる農地法の問題については、私は当時の適切な正当な処置であつた、そう考えております。

○受田委員 私たちはさように思っておるわけですが、あなたの方の立場から、占領政策であつたからという地主の皆さんの要望に耳を傾けておられるのじゃないですか。全然それはございせんか。

○福田(黨)政府委員 地主の中にはそういう一部の議論もありますが、政府としては制度自体は適切であつた、そのために国民経済の上からいっても大きな寄与をしたと今でも確信をいたしております。

○受田委員 そういう大きな寄与をし、適切であつて、農林省がやっぱりそれを運営してきた問題について、もし地主の側にその農地解放関係諸法規の不備欠陥、運営の不当のために、立場を失うような人が生活を脅かされる人であるならば、その方からの救済でやっていたらいいのじゃないですか。わざわざ新しいものをここに設けて、土地の問題だけに社会的に不幸な人を救うというやり方は、今私が申し上げた金銭をそのまま資本にしていた人々と比較して、非常に不公平になるという問題が起ってくると思ふのです。保険でも同様ですよ。いかがでしょう。

○福田(黨)政府委員 これは法律が通りまして、調査会ができて、しかも二年かけて調査するわけでありまして、その結論を見てからでないと、今から比較することは私は早過ぎると思ひます。ただ申し上げておるうちに、農林省だけではこの問題を扱うには少し幅が広過ぎまして、社会的ないろいろ

な生業上の各般の問題を取り扱いますので、やはり総理府に置いた方が調査会としては適当ではないかと考えております。

○受田委員 総理府に置くかぬの議論は別として、こういう機関を設けることについての問題があることを私は今一応議論しておるわけなんです。今申し上げたような同じレベルで社会的に不幸な事態になったという人々であるならば、同じレベルにたくさんの人々がおるわけですか。その同じ人々の中で、農地問題だけを取り上げるということになれば、やがてインフレの進行による急激な貨幣価値の下落に伴うところの犠牲者も救済するという問題が当然起ってくるわけですか。それは繰り返して申し上げて大へん失礼ですが、土地資本と、それから預貯金とそれによる利子によって食つていくという人々と、二通りあつたわけですね。その一方が救われて一方が救われないというところは、大局から見れば片手落ちだと思ふ。あなたは総理府の、総理大臣の補佐官でありますから、どうぞ一つ大局から見てお考え願ひたいのです。

○福田(黨)政府委員 先ほどお答えしましたように、インフレに対する被害者であり、不幸な災害を受けたという点では、私は確かに共通の点があると思ひます。今度の調査会は、いわゆる適法な、適切な農地改革の結果、その制度自体はよかつたのであります。が、あまりにも急激な大きな変革であつたために、広範な全国にわたつての被害が、あるいは激変が起つた。この事態がどういふものであるかというところを、まず調べる必要が

であるという議論が前からございまして。それが調査会を設置しようという形になって現れておるのであります。

○受田委員 非常にりっぱな制度であつたけれども、それが急激であつたために被害者が出たということでありまして、これは政治が悪いということになるのですか。非常に悪い政治をしたということになるわけですね。

○福田(黨)政府委員 政治が悪いということは、私は言えないと思ひます。御指摘のようなインフレ、あるいは貨幣価値の激変という現象もあつたでしょうし、また農業を離れて、生業上非常な変化もあつたろうし、いろいろな各種の要因があるうと思ひます。政治が悪いというところは、私は根拠は少ないのではないかと考えております。

○受田委員 社会的な不幸な事態に立ち、被害者がたくさん出た、こういう調査会を作つて——予算は幾らですか。

○福田(黨)政府委員 一千万円です。

○受田委員 一千万円という国民の血税を使つて機関を作つたということならば、よほど大きな被害が出たのですね。政治が悪かつたということになるのじゃないですか。

○福田(黨)政府委員 政治が悪いとは考えておりません。

○受田委員 善政を施した。それではそういう被害者、不幸な事態の人が、調査会を作らなければいかにぬようなものがたくさん出るようなのが善政と言えますか。

○福田(黨)政府委員 いかに農地改革というりっぱな政治をしまして、それに随伴して不幸な現象が起こ

ることも聞々あると思います。

○受田委員 聞々あるということですが、国費一千万円をつぎ込み、調査会まで設けてやるというような不幸な事態を起したということは、これは政治の欠陥であるということが、はっきり指摘されると思うのです。あなたの方のお立場からいかがでしょう。

○福田(憲)政府委員 私どもはそう考えておりません。

○受田委員 あなた方は、こうした社会的に不幸な事態を引き起こすような政治を平素から盛んにやっておるから、麻痺しておるのです。これは自民党という政党が政治に対する関心がなはだ薄かった、つまり大衆を愛するということに欠けておったということが言えると思うのですが、私の立場からは、制度的には納得できる問題だし、運用面においては程度不公平な点があるということになれば、その線からの救済をどんどんやっていくということ、これは片づいていた問題だと思ふのです。ことさらこれを取り上げるほどの問題に発展すべきものではなかったと思うのです。いわんやこの旧地主のうちで三反とか五反とかの零細な地主であった、地主とは名ばかりの人々が、解放した土地の新しい所有権を獲得した人が、付近に工場ができた、あるいは道路ができた、したために、急に土地の値が暴騰してきて、そして急激に利益を得たというようなことをそばで見ていると、これに対してああ惜しかったなあという比較検討の上の被害というのを考える点も、私は相当出てきておると思う。従って土地の高騰を防ぐこととか、最近の住宅地の土地の暴騰などというこ

とは、これはどんなでもない方向に行っておるのだが、そういうようなものを防ぎ、あるいは不当に高い値段で売りさばいたとかいうようなときには高率の税金をかけるとか、そういう措置によって、こういう旧地主の側の感情問題を緩和する道もあって、あなた方がこういう問題を持ち出さなくても済んだ問題ではなかったのですか。

○福田(憲)政府委員 解放農地の売買について、高率の税をかけたかどうかという受田委員の御提案のようでありまう。これはわが党内にも一部そういう議論がございます。ただこれは税制の立場からいって、譲与所得税とか、あるいは固定資産評価税とか、そういう点もありまうので、政府としてはそういう高い税をかけて不満をやわらげたかどうかという点には、にわかには同意しがたいのであります。

○受田委員 この調査会でそういうことも討議の種になると私は思うのです。が、そういうようなことを討議して、これこれ議論をして多少とも景物を出せばいいのだというような逃げ腰の調査会という御意図でこれをお出しになるとすれば、またこれは問題が起るわけですから。私が申し上げているのは、こういうものを別に作らなくても、個々の問題はこれを救済することができるとは、いかに。わざわざこれを取り上げることに、直接預貯金による利子を生活のみにした人々の問題が起ったいろいろな問題が起るから、この際おやめになつてはどうですかというのを今申し上げておるわけですね。わざわざこれをお作りになるほどのものではないということをおし上げておるのです。あなたの方の御答弁で

は、そこにはっきりと矛盾を感じておられることを私はくみ取ることができるとおもうのです。確かにそういう点では苦勞をしていられるとはっきり申し上げておる。

○福田(憲)政府委員 私は先ほど来お話ししておる通り、やはり必要に感じ、必要を認識して提案しておりますので、別に苦しんでおりません。

○受田委員 そうするとあなたの方のお立場をもつてすれば、預貯金による被害のものは全然平気だというお気持ちですか。もう馬の耳に風だ。そういう連中はへのカッパでやれというふうな気持ちですか。

○福田(憲)政府委員 先ほど来お答えしました通り、戦時、それから戦後の貨幣価値の激変その他によつて、ずいぶんいろいろの問題が起りました。これには御指摘の通りであります。これについて政府はケース・バイ・ケースでいろいろな措置も講じてきておる。法令等によつて措置も講じてきておる。であります。中にはまだ救済の對象にもならず、実効も上がつておらないような不幸な方々もあることは十分認めます。

○受田委員 その実効の上がつていないものがたくさんひそんでおるのだから、これだけを取り上げられなくて、これだけおやりになるなら、個々のケースで適當におやりになる道があると思うのです。そういうことでおやりになつたらいかうが。これを今取り上げて、全国民的な世論のあらしの中にあなた方は反響をしておられるわけですが、大へんまずいことになると思うのです。先ほど久保田委員からも指摘されたように、何回も国会に出さ

れて蒸された問題ですから、もうこのあたりで一応義理を立てたから、旧地主の皆さんよ、これくらい政府は努力したから見のよしてくれ、そのかわり個々の問題については政府は一つ骨を折つてやろう、こういうふうなところで、政府は一応こうして御答弁に立たれることも適當でございしますが、そつとおしまひになるような措置をおとりになるように私はお勧めしておきたいわけですね。これは回を重ねて質疑が繰り返されるので、不必要の理由がはつきりしてくると思うのでございしますが、もう一度お尋ねしたいのでござい

ますが、社会的な問題だけということになれば、先般来わが党の中村君からも提案されたような厚生省の所管のいろいろな審議会等があるわけですから、社会保障関係のどれに持つていってもいい。そうした問題等を取り扱う機関があるわけ、そういうところで、旧地主について社会的に困窮しておる人々を救済する問題を討議する方法があると思う。そういうことになれば一般的な社会問題として十分検討できるわけだと思ふのですが、いかがでしようか。そういう行き方が一つあるとお考えじゃないでしようか。

○福田(憲)政府委員 今御指摘の社会保障制度審議会、これは御存じのように総理府内にございます。これは社会保障という観点からいろいろの問題を審議しておりますから、見ようによつては今の御意見もあるかと思ひますが、私どもの考えでは、これは農地改革という特別な処置によつて起った非常に特徴のある激変の現象を調査するという立場から、一般の社会保障というものと少し特別な特色があ

るのではないかと、そういう点でやはり特別の調査会で審議を進めた方が適當である、こう考えております。

○受田委員 そういう事態と同類のことは、引揚者の問題もあるわけですね。それから遺家族の問題もあるわけなんです。そういうような諸問題について、一般的に不幸な事態の全体の問題としての取り扱いというものを社会保障制度審議会でもやって、そしてさらにその中で派生した問題を個々の審議会でもやってきたわけなんです。審議会、大きな審議会だけをやって、そこで討議するという段階にきておるの

で、総理府付属機関も各省のそうした審議会、調査会というふうな末端の小さな機関をたくさん作つて、行政事務の分担をはかるよりは、そういうものを整理統合しようという段階にきておるのです。今行政機構の改革案で、政府自身がそういう方針を立てておられる。そのときにこういうものをわざわざこへ出すということは、これは屋上屋を重ねるといふ、あなたの方針とは逆の方向へ行く問題だと思ふのです。いかがでしようか。

○福田(憲)政府委員 理想の形としては、今お話のような総合的な高いものを作つて、そこで各部門ごとに専門的なものを、プランチを作るといふ一つの考えは確かにあるのではありません。ただこの問題は、農地改革という特別な問題から派生して起つた問題を対象とするものでありますから、やはり委員の方も、農業問題とかその他のいろいろの専門的な知識のある方をお集め願わないと、適切な審議ができない。そこでこの特別の調査会を設置しようと

一〇

するわけでありませう。

○受田委員 専門的な問題というよりは、これは社会的な問題を討議するに書いてあります。社会的という事になったら、農業の専門家ということよりも、実際に被害を受けておる者を問題にしておるのです。どういうわけで被害を受けたかの原因は別だと今あなたはおっしゃった。そうしたらむしろ現状において苦勞をしておる人の生活実態という方が問題じゃないですか。農業の専門家が関与する問題というよりは、直接生活的に不幸な立場になつておる人をどう見るかという問題の方が重点じゃないですか。

○福田(篤)政府委員 それはお話の通りやばり社会的な問題でありますから、農業の専門家も必要でありましょし、あるいは社会保障といひますか、広範な民生という点から見るとも必要でありましょ。各立場における専門家を動員しませんと、適切な結論が出ない。農業だけの専門家という意味ではありません。

○受田委員 実態調査をやるのは、その原因が入るわけですか。なぜこういう不幸な事態になつたかということが調査の対象になりますか、どうですか。

○福田(篤)政府委員 もちろん原因も入らうと存じますが、先ほど来明確にお答えしております通り、制度自体とか、あるいは実行いたしました農地改革自体に対するいろいろな再検討といふことは、もう必要がないわけではございませう。この点は繰り返し申し上げてあります。

○受田委員 社会的な事象だけを取り上げるということになつておるわけでは

しやう。そうしたら農業の専門的な問題というものは、これは当然はずすべきなんだ。実際に今生活が困つておる者を対象に見ようというわけで、生活が困つていない人は全然見ないというわけではしやう。だからはつきり申し上げますが、あなたの方の今回のこの調査の目的は社会的な問題であるから、食つていけなくなつたという人を対象にするのであつて、旧地主であつたから幾らか金を出すと、旧地主であつたがゆえの金というものは全然考へない。旧地主であつたうちで、いよいよ今困つておる人のごく一部、生活困窮者といふものだけを何とか救おうという意味の、社会的な問題という意味ですか。

○福田(篤)政府委員 単に生活が困る、いわゆる生活困窮者というだけだと、社会保障的なもので十分であります。私ももつと幅の広い——中には生活困窮してゐる人もあるでしやうし、あるいは生活が困らなくても、生業上著しい変化が起こつた者もある、もつと広い問題であります。

○受田委員 生活が困らなくて、りっぱに食つていけるという人でも、何かの補償をするということですか、今のお答えは。

○福田(篤)政府委員 この点は一番先にもはつきり申し上げた通り、補償するかしなないかはまだ結論が出ておらぬわけではしやう。調査会において実態をきき、補償する必要があるかどうか、また必要があればどうすればいいか、こういう点は調査会の審議に待つほかはありませう。

○受田委員 調査会の審議に待つといつても、ここであなたの方が調査会を

作つた理由を今われわれは問うておる。社会的な問題といふことがはつきりしている以上は、生活に困つていない問題を含むのか含まぬかを聞いておるのです。生活に困つておる人も国家補償というやうな形で何とかしようといふやうな意味かどうか、社会保障以外のものを考えるということになるのかならぬのかです。

○福田(篤)政府委員 先ほどもお答えした通り、生活困窮者あるいは生業上の手違いから困つておる人が、著しく変化があつた者を全部対象にしておるわけでありませう。

○受田委員 これはややつこしいことになつて、どうもはつきりしないのですが、生活には困つておらぬといふことになれば、その人は一応生活は保障されたことになるのです。旧地主にすれば山林とかなんとかの方で救われてゐる人もあるのだから、そういう人たちに對しても生業上のといふことになると、どういふことになりますか。生業上の問題といふことはどういふことですか。言葉があはつきりしないので、例をあげて説明して下さい。

○福田(篤)政府委員 たとえば農地を解放されて、農業をそのままやつておる方もありますし、あるいは農業を全然離れて他の職業に移つた方もあります。そういうやうな実態がどうなつておるか、それが明確にまだ把握されてないのが現状であります。農林省が調べると言つておられますが、これは農業をやつておる者だけを調べた統計でありまして、農業をやつておらない大部分の百万戸の分については、ほとんど調査がされておらぬ。こういう実態を見きわめようではないか。従つて初

めから補償するとかしないとかいふ問題を前提といたしますと、私どもの調査の目的からははつきるわけでありませう。あくまで一体どうなつておるかといふことをききわめて、それによつていふやうなことを結論を見出そうといふのが調査会の目的であります。

○受田委員 生活に困つておる人、食つていけぬ人といふのを救うといふ意味なら、私たちも一応わかるのです。今生活には困つておらぬ、しかし職業を変えたいやうな立場の人も何とかが研究しなければいかぬといふことになると、あなたの方の立場からしてもここにまた一つ問題が起こるわけではしやう。

どうも何か別の、つまり社会保障以外の報奨制を考えようといふやうな考へが、今の御答弁の中からうかがふことがでるのです。調査会の問題だとおっしゃつても、あなたの方の構想の中にさういふものも十分検討するといふことになると、そういう問題を当然取り上げるべきだといふことになるのです。今第二の生活に困つておる人はいが、今困つておらぬのだが何とかせなければならぬといふ御発言は、私は非常に大事な問題だと思ふ。そうすれば困つておらぬ人を何とか救うといふよりは、さしあたり貯貯金で食つていって全部根こそぎやられたやうな人、生活に困つておる人の方が先に取上げられなければならぬ問題ですか。筋道が違ひますよ。これは大へんややこしい問題になつてきた。これは設置の理由が成り立たぬやうになつてきたわけではしやう。

きようは思ひがけなく質問が長引きました、時間がきたやうです。……。先ほどのあなたの方の沈痛な面

持ちから窮迫状況にあることがはつきりしませぬけれども、さっきの、あなたの御職務を長官御自身が御理解になつておらぬ、部下職員の監督権の範囲というものがどういふところにあるかが、まだおわかりになつておらなかつたのです。官房長官と総務長官とで服務上の管理、監督権といふものに相違があるかないか。

○佐藤(朝)政府委員 官房長官と職務上の相違は、官房長官は内閣関係の部局の部下を監督するといふことであります。総務長官は総理府関係といふ次第でございまして、その範囲の違いだ、こゝろを思ひます。

○受田委員 総理府設置法と内閣法を讀んでみると、官房長官には服務関係の監督権があるわけではしやう。総務長官にその権限が書いてない。これはどうです。事務の監督権はつかない。

○佐藤(朝)政府委員 総理府設置法の項にはさういふふうには事務の監督権だけではないが、私の記憶では行政組織法の方の適用を総理府設置法は受けますので、そちらの方で受けるのではないかと思ふわけではしやう。官房長官は行政組織法の適用がございませぬので、そちらの方に条文が置いてございませうが、総理府の方は行政組織法の適用がございませぬので、そちらの方の適用で部下の監督権といふことがあつて存じております。

○受田委員 行政組織法の中には、各省大臣の職務は事務管理、分担管理の規定しか書いてない。それを直接総務長官がやられるのかどうかといふことです。総務長官に直接権限があるかどうかを聞いておるのです。

○佐藤(朝)政府委員 その点は受田委員がおっしゃる通り各省大臣は統督権がございますが、総務長官はその統督の補助者としての任務しかないわけであります。

○受田委員 内閣法には官房長官に統督権が認められ、総務長官は補助者であるというところに相違点がある。そういうところから給与担当国務大臣は福田さんのようなお人柄であっても、非常にりっぱなお方であっても、閣議における地位とかいうところで責任者をといる要求が出てきておると私は思っておるわけなのです。この問題は責任の所在がどこにあるかということ、責任がどこまで持てるかということと二つの面から考えられると思います。総務長官のような高潔な人格を持つておられても、なかなか閣議では思うことが言えないという点、補助者という今の御発言ではっきりしたわけですが、そういうところもあると思いますので、一つ長官、馬力をかけてもらわぬといかぬと思うのです。きょうは私の質問はこれだけにしておきます。

○福田委員長 次会は明十九日午前十時より開会することし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会